

就学援助申請に伴う学校徴収金（生徒費）の徴収猶予について

標題につきまして、大阪市として保護者負担軽減の観点より、就学援助を申請されたご家庭には、審査結果が出るまで5月以降の学校徴収金の徴収を猶予させていただくことになりました。よって、下記のように対応いたしますのでお知らせいたします。ただし、泊行事にかかる積立金については行事終了後に就学援助費が支給されること、PTA会費については就学援助制度の対象外となることから、当初の予定通りに徴収させていただきます。

また、審査の結果「認定」の場合は、援助費を直接生徒費へ充当することにより振替は行いませんが、「否認定」となった場合には、猶予分の口座振替を実施させていただきますのでご留意ください。

徴収猶予区分

受付区分	提出期限	猶予対象
受付済	4月13日（木）まで	4月分（生徒費）から
受付中	5月12日（金）まで	5月分（生徒費）から